

第145回 石川県都市計画審議会議事録

平成 19 年 5 月 22 日（火）13 時 30 分から
石川県庁舎 11 階 「1109 会議室」

事務局： ただ今から、第 145 回石川県都市計画審議会を開催いたします。
審議に入ります前に、事務局を代表いたしまして小間井土木部長から一言ご挨拶申し上げます。

部 長： 土木部長の小間井でございます。都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

また、今年度新たに審議会委員に就任頂いた委員の方々には、ご快諾頂き、心より御礼申し上げます。

本日の審議会につきましては、去る 3 月 26 日に開催する予定でございましたが、ご承知の通り、前日に能登半島地震が発生し、やむを得ず延期させて頂いております。

皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしました。地震発生後、約 2 ヶ月が経過し、公共土木施設の応急復旧も一段落したところでございますが、この間、本日お集まりの皆様には、各方面で、ご支援ご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。避難者の方々の仮設住宅への入居も終了し、被災地も落ち着きを取り戻しつつあります。今後は、復旧から復興に向けました取り組みが重要であり、特にまちづくりの復興を早急に進めることが必要と認識しておりますので、委員の皆様のご協力やご支援を頂きながら進めて参りたいと考えております。

さて、本県の都市計画行政については、昨年 4 月の金沢外環状道路山側幹線の全面開通、7 月の七尾駅前の市街地再開発事業の完成、さらに、金沢外環状の海側幹線の整備や、まちづくりと一体となった街路事業の推進など、着実に進めてきたところでございます。

しかしながら、中心市街地や温泉街の活性化のほか、少子高齢化問題や地球温暖化など環境問題への対応、さらには、北陸新幹線の開業、石川らしい景観の創出、災害に強いまちづくりなど、今後とも、多くの課題への対応が求められています。県としましても、これらのまちづくりに係る課題に、これまで以上に、積極的に取り組んで参りたいと考えておりますので、委員の皆様には、引き続き、ご指導・ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日の審議会には、4 件の都市計画変更等の案件を予定しております。

まず、小松市における区域区分の変更、いわゆる線引き変更に係る案件、次に、小松市及び能美市における都市計画道路の変更に係る案件として、粟津温泉の活性化に資する新たな道路を決定するとともに、能美市の合併支援道路である路線の道路線形を変更する案件、また、小松能美、辰口及び美川都市計画にまたがる流域下水道について、市町村合併に伴う名称の変更に係る案件、さらに、金沢市における特殊建築物の敷地の位置に係る案件の、合計 4 件について、ご審議をお願いしたいと考えております。

また、本日は、当審議会に設置しておりました環境影響評価専門小委員会の解散についても、ご審議いただくこととしております。

これに関連し、報告事項として、能越自動車道（田鶴浜七尾道路）の環境影響評価及び都市計画決定について、今後の手続き等の説明を予定しております。

委員の皆様方には、どうかよろしくご審議、ご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。最後に改めまして、本日出席頂いたことに感謝申し上げ、今後とも、格別のご指導、御支援を賜りますことをお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局： 続きましてお手元の配布資料の確認をお願いいたします。

議事次第 A4 サイズで 1 枚、議案書 A4 サイズの冊子になっております。資料 1「能越自動車道（田鶴浜七尾道路）の環境影響評価等について」A3 サイズで 2 枚、資料 2「都市計画決定案件(市町決定)一覧表」A3、A4 それぞれ 2 枚、参考資料といたしまして「石川県都市計画審議会条例」A3 で 2 枚をお配りしております。何か足りない資料がございましたら、事務局までお知らせ下さい。

それでは、前回 12 月 27 日に開催しました審議会以降の委員の交代につきまして、ご報告申し上げます。議案書の 2 ページと 3 ページをご覧ください。

県議会議員の委員におかれましては、上田幸雄様、宇野邦夫様、紐野義昭様、宮元陸様が退任されまして、石坂修一様、吉崎吉規様、米田昭夫様、米田義三様にそれぞれ替わられております。

本日、ご出席いただいておりますので、ここで、会長席よりの席順でご紹介をさせていただきますと思います。

米田義三委員でございます。

委員： 米田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 石坂委員でございます。

委員： よろしくをお願いいたします。

事務局： 吉崎委員でございます。

委員： 吉崎です。よろしくお願いいたします。

事務局： 米田昭夫委員でございます。

委員： 米田昭夫でございます。よろしくお願いいたします。

事務局： 次に 2 ページと 3 ページをご覧ください。

市議会議長の代表委員におかれましては、石川県市議会議長会会長の平田誠一様から、宮保喜一様に替わられました。

また、町村議会議長の代表委員におかれましては、石川県町村議会議長会会長の松田眞計様から、新平悠紀夫様に替わられました。

本日は、所要で、お二人ともご欠席となっております。以上で委員の交代についてご報告いたしました。

なお、本日の審議会には、出席を依頼しました委員 24 名中、17 名の委員の方々にご出席いただいております。

これより、川上会長に議事進行をお願い申し上げます。

会長： 本日は、委員の皆様にはご多用中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局からの報告によりますと、ただ今、出席依頼委員 24 名中 17 名と半数以上のご出席をいただいているとのことですので、本日の審議会は有効に成立

しておりますことを、まず、ご報告いたします。

それから、本日の議事録の署名委員ですが、今回は、坂元委員と高山委員に、お願いいたします。

よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。

はじめに、事務局から前回の審議会の結果報告をお願いいたします。

事務局： 前回の第 144 回審議会の結果について、ご報告いたします。

議案書の 4 ページをご覧ください。

前回の第 144 回審議会の結果について、ご報告いたします。

前回、承認する旨答申のありました、議第 1470 号「金沢都市計画道路の変更」につきましては 2 月 13 日に、また、議第 1471 号「加賀都市計画道路の変更」につきましては 1 月 23 日に、それぞれ都市計画変更の県告示がなされたことを、ご報告いたします。

同じく、前回承認する旨の答申のありました議第 1472 号「白山市における特殊建築物の敷地の位置について」につきましては、1 月 16 日に建築基準法第 51 条の規定による許可がなされたことを、ご報告いたします。

以上で、報告を終わります。

会 長： 次に、議案の審議に入ります。

委員の皆様におかれては、議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

最初に、議案第 1473 号「小松能美都市計画区域区分の変更について」を上程します。

事務局から説明して下さい。

事務局： 議第 1473 号「小松能美都市計画区域区分の変更について」ご説明いたします。

お手元の議案書では、7 から 9 ページと 11 から 13 ページの図面です。

区域区分とは、いわゆる線引きと呼ばれている制度で、無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地を形成するため、市街化を促進する市街化区域と、当分の間市街化を抑制する市街化調整区域とを区分するものであります。

こちらのスクリーンをご覧ください。

JR 北陸本線、小松駅、北陸自動車道、国道 8 号、国道 8 号小松バイパス、国道 360 号、(都)空港軽海線、(都)幸八幡線などから構成される中環状道路。

今回の変更は、小松市の中心市街地の南東部に位置する沖周辺地区の約 34.8ha と、北東部に位置する下牧南地区の約 4.4ha を、市街化区域に編入するものです。

両地区とも、地元の合意が形成され、土地区画整理事業による計画的な市街地整備が確実となったことから、今回新たに市街化区域に編入することとなりました。

両地区の上位計画での位置づけについて、ご説明いたします。

県が策定した都市計画区域マスタープランにおいては、幹線道路沿線では、交通利便性を活かした計画的な土地利用を推進するものと位置づけられています。

市が策定した小松市都市計画マスタープランにおいては、市街化区域縁辺部では、市街化を促進する際の核として、一定規模の面整備を計画的に進めることにより、良好な市街地のモデルエリアを形成するとしています。

両地区とも、幹線道路沿線で、かつ、市街化区域縁辺部であること、さらには、土地区画整理事業により、計画的に面整備を進める地区であることから、上位計画とも整合していると考えております。

また、小松市では、平成 17 年度に、今後の小松市の都市再生のため、小松都市再生連絡会を設置し、中心市街地や中環状道路沿線に都市機能を集積しようとする構想を、平成 18 年 3 月にまとめました。

この構想においても、両地区とも新市街地ゾーンとして整備することとなっています。

さて、市街化区域への編入は、上位計画との整合性を確認するとともに、人口フレーム方式により、行うこととなっています。

人口フレーム方式とは、人口の目標値のうち、既存の市街化区域に収まらない人口を保留しておき、今回のような市街地整備を実施する際に、随時、必要な人口を配分し、その人口に相当する区域を市街化編入する制度です。

小松能美の市街化区域では、平成 22 年の目標人口を 10 万 700 人に設定し、このうち 9 万 5,400 人を、既存の市街化区域に配分しています。

そして、残りの 5,300 人を保留人口としています。

今回は、保留人口 5,300 人のうち、沖周辺と下牧南地区に 1,010 人を配分するもので、配分後の保留人口は 4,290 人となります。

なお、平成 17 年の国勢調査によると、小松能美都市計画区域の人口は 13 万 6 千人であり、平成 12 年の人口 13 万 4 千人と比較して、増加しています。また、この配分した人口に相当する市街地に加え、南加賀地域や小松市の拠点となる商業施設に必要な区域を、市街化区域とします。

なお、区域区分の変更に併せ、小松市が、用途地域の設定及び土地区画整理事業区域の決定を行うこととなっていますので、参考にご説明いたします。

沖周辺地区においては、大型ショッピングセンターを中心とした広域的な商業拠点や幹線道路沿線の沿道サービス型の店舗や住宅の立地のため、用途地域として、それぞれ近隣商業地域、準住居地域及び第 1 種住居地域を設定します。

また、既存集落などを除き、区画整理事業の施行区域として、約 29.9ha を決定するとともに、公共下水道の対象区域にも追加することとしています。

下牧南地区においては、スーパーマーケットなどの商業施設の立地のため、既存集落を第 2 種住居地域とするほかは、近隣商業地域を設定します。

また、当地区においても、既存集落を除き、区画整理事業の施行区域として、約 3.8ha を決定するとともに、公共下水道の対象区域にも追加することとしています。

小松市では、沖周辺地区など新市街地整備を計画していますが、併せて、中心市街地の活性化も進めることとしています。

これまでも、中心市街地では、県や市が中心となり、都市ルネッサンス整備事業等による基盤整備や商店街活性化のためのソフト事業を進めてきましたが、さらに、昨年 7 月には、市において、市内各地区や中心商店街の代表者などからなる、小松都市再生 50 人委員会を組織し、市では、できるものから、積極的に中心市街地の活性化にも取り組むこととしています。

なお、2 月 27 日から 3 月 13 日の期間、都市計画(案)を縦覧いたしました。

意見書の提出はございませんでした。

以上、「小松能美都市計画区域区分の変更について」の説明を終わります。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

委 員： 小松市の人口の関係なんですけど、現在約 101,000 人である。
それが、3 年後の平成 22 年に 139,500 人というような数字が書かれておりますが、38,000 人が増える要素がどこにあるのか教えていただきたい。

事務局： 議案書の 7 ページの表に載せてありますが、現在小松市の人口は 10 万人余りでありまして、小松能美都市計画区域の都市計画区域内の人口ということで、旧根上町、旧寺井町の都市計画区域が含まれています。ということで、人口が平成 12 年で 136,000 人、平成 22 年で 139,500 人という目標になっております。

委 員： 土地区画整理事業は組合施行で実施するのか。

事務局： 組合施行で実施します。

委 員： 組合は設立しているのか。

事務局： 都市計画決定を受けてから設立する予定です。

委 員： 幸八幡線の片側が近隣商業地域で、もう片側が準住居地域となっている。
道路の利用形態から、住居地域の中で片側だけが近隣商業地域であるため、道路の反対側のワンゾーンを近隣商業地域にするのが普通ではないのか。

事務局： 準住居地域というのは、かなり幅がありまして、沿道サービス施設や沿道の店舗が建てられる地域であります。
商業施設が建たないのではなく、混在した用途を設定しているため、問題ないと考えています。

委 員： 地元は了承していると理解してもよいのか

事務局： 市では、地元説明会を開催し、また、市の都市計画審議会を、3 月 19 日に開催して説明しております。
法手続きに則り、縦覧公告を致しましたが、意見書の提出もなく、地元は同意していると考えております。

会 長： 他にご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとしませう。
次に、議案第 1474 号「小松能美都市計画道路の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

事務局： 議案第 1474 号「小松能美都市計画道路の変更について」をご説明致します。
議案書は 15 ページ、図面は 17 ページ 19 ページになりますが、こちらのスクリーンでご説明いたします。

本案件は、能美市の旧寺井町地内の 3・5・38 号寺井湯谷線の線形の変更と、小松市粟津温泉において粟津井口線及び粟津街なか線の 2 路線を新規に決定するものです。

まず、寺井湯谷線の変更についてご説明いたします。

位置図になります。

こちらの図で、紫色が国道 8 号、黄色が加賀産業開発道路、緑色がその他の県道になります。

寺井湯谷線は、赤色で示す道路でございまして、旧寺井町の中心市街地と泉台ニュータウンや旧辰口町の加賀産業開発道路を連絡する延長約 3,540m、計画幅員 12m の道路でございまして。

今回変更の区間は、昭和 50 年 3 月に都市計画決定されております。また、この路線は、能美市の合併まちづくり計画で位置づけられている合併支援道路の一部区間として地域間を結ぶ重要な幹線道路となっております。

今回の変更は、一部区間の線形変更と、車線数の決定を行うものです。

なお、線形の変更に伴い、延長については、3,540m から 30m 増えまして、3,570m に変更となります。

もう少し大きな図面で説明します。

この赤い線が、寺井湯谷線の現在の計画であり、整形に区画されている農地を斜めに通過することとなっておりますけれども、農地に与える影響に配慮しまして、また、黄色に示す、これは旧鉄道敷きで、現在は自転車歩行者道になっている、この道路を都市計画道路の歩道に有効利用するために、線形を変更するものです。

青色になっている現在の計画を、赤色になります計画に線形の変更計画とします。

なお、既存の自転車歩行者道を活用することで、全体的にコスト縮減にもなるものです。

次に、道路幅員についてご説明いたします。

こちらが、一般部の標準断面図で総幅員 12m、両側に 2.5m の歩道がつく 2 車線の道路でございまして。

今回、変更する区間につきましては、自転車歩行者道を取り込むような形になります。

現在、道に沿って桜が植樹されており、それを取り込む形に変更いたします。

また、車線数につきましては、現在の都市計画では決定されていないため、今回、線形の変更と併せて、2 車線に決定いたします。

写真で説明いたします。上から望んだ航空写真になります。

青色は、変更前、赤色が変更後となります。

続きまして、当該路線の中間地点付近の写真でございまして。

左側の部分、黄色の区域が現在の自転車歩行者道でありまして、赤色の部分に変更後で、黄色と赤色を合わせて変更後の都市計画道路となります。

なお、この変更区間 1.3km については、県道のバイパス事業として今回の都市計画変更を受けて、今後、用地測量などの事業を進めることとなっております。

以上が、寺井湯谷線の変更内容の説明でございまして。

引き続きまして、粟津温泉の方の説明をいたします。

こちらの図で、紫色が国道 8 号、黄色が粟津 IC、黒色の点線が JR 北陸本線

で栗津駅でございます。緑色が県道になります。

加賀温泉郷の1つである栗津温泉は、北陸最古の歴史と良好な泉質を誇る温泉観光地として発展しております。

しかしながら、近年、温泉街の魅力低下、利用者の減少が懸念されています。

このため温泉街の再生が大きな課題となっております。

今回、栗津温泉の活性化に向け、温泉街において両側歩道付きの幹線道路栗津井口線と、温泉街の回遊性向上のための栗津街なか線の2路線を新規に決定するものです。

栗津井口線は、赤色で示しますこちらの道路で、延長約900mの計画です。

次に、栗津街なか線は、こちらの道路で、延長約390mの計画となっております。

もう少し大きな図面で説明いたします。

栗津井口線は、湯上町から井口町までの赤色の区間900mでございます。県道小松山中線の一部区間になりますが、現状歩道が設置されておらず、線形も屈曲しており、見通しも悪いことから、今回、安全で円滑な交通の確保のため、両側歩道付きの幹線道路として、新規に決定するものです。

続いて、栗津街なか線につきましては、こちらの温泉街の中心部に位置し、沿道には、温泉旅館や総湯、飲食店などが立地しています。

今回温泉客の回遊性の向上、温泉情緒あふれる街並みや賑わいの創出を図り、そぞろ歩きができる道として整備するため、新規に決定するものでございます。

続きまして、それぞれの道路の幅員についてご説明いたします。

現在、出ておりますのが栗津井口線です。

計画幅員については、両側に2.5mの歩道を設置し12mの2車線道路となります。

続きまして、栗津井口線の平面図でございます。

基本的に、道路幅員12mですけれども、温泉南交差点～温泉中交差点間については、栗津温泉の景観を象徴する坂田山の斜面緑地があり、12m幅までの拡幅は困難であるため、この区間のみ、歩道を片側とし、総幅員を9.5mの計画とします。

続きまして、こちらが栗津街なか線の計画でございます。

計画幅員は6mとなります。車道3m、歩道2mとなります。

こちらの下が、街なか線のイメージパースとなっております。

栗津街なか線は、歩行者優先の空間として整備します。

地元主体で沿道の街並みの整備も併せて実施し、魅力的な温泉地としての景観や回遊空間づくりを進める予定です。

写真で説明いたします。

こちらが起点部 つじのや前から栗津温泉中心部を臨んだ写真になります。

赤色の部分が、計画幅員12mの位置になります。

続きまして、栗津小学校前から栗津温泉中心部を臨んだ写真になります。

赤色の部分が、計画幅員12mの位置になります。

続きまして、栗津街なか線でございます。

のとや旅館から温泉南交差点方向を臨んだ写真です。

赤色の部分が、計画幅員6mの位置になります。

今後、県事業として、栗津温泉の活性化に向け、まず栗津街なか線から道路整備及び修景整備等を進めることとしております。

以上が、栗津井口線、栗津街なか線の説明でございます。

なお、先程説明した寺井湯谷線も含めました、小松能美都市計画道路の変更案については、平成 19 年 2 月 27 日より 3 月 13 日まで縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

委 員： 栗津街なか線の車道幅員は 3m となっておりますが、運用上は一方通行として運用されるのでしょうか。それとも、コミュニティ道路的な運用をしていくのでしょうか

事務局： 現在、使い方を含め地元と協議している中ですが、基本的には一方通行で運用していく予定で、この路線を少し通って大型バスの旅館の駐車場があるため、部分的には対面通行の区間の設置を考えています。

委 員： 3m で対面通行は法的に可能なのか。

事務局： 対面通行部分は 8m に幅員を広げまして対面通行できる幅員にします。

委 員： 栗津街なか線は計画とすれば何年ぐらいでできる予定なのか。

事務局： 予定では、7 年を目処としております。

会 長： 他にご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとします。
次に、議案第 1475 号「小松能美都市計画、辰口都市計画及び美川都市計画下水道の変更について」を上程します。事務局から説明して下さい。

事務局： 議案第 1475 号「小松能美都市計画、辰口都市計画及び美川都市計画下水道の変更について」をご説明致します。加賀沿岸流域下水道梯川処理区の変更となります。

議案書は 21 ページ、図面は 23 ページになります。

位置図でございます。

紫色が国道 8 号、黒色破線が JR、緑色が北陸自動車道になります。

今回、変更する加賀沿岸流域下水道梯川処理区は、手取川と梯川に囲まれた、小松市、能美市及び白山市美川地区にまたがる地区の各公共下水道と接続し、広域的に下水を集め、処理を行うもので、県が事業を行っております。

この図で、赤色で囲まれた部分が加賀沿岸流域下における処理区域になります。

接続する能美市の公共下水道について、今回、加賀沿岸流域下水道梯川処理区において、接続する公共下水道の名称を変更するものであります。

この図で黄色で示す箇所が今回変更となる公共下水道の名称であり、上段が現計画、下段が変更後となります。

根上町公共下水道、寺井町公共下水道及び辰口町公共下水道をそれぞれ能美市公共下水道に変更となるものです。

また、下水管渠及びその他の施設の位置について、市町村合併により旧町名から新市名へ変更するものであります。

黄色の部分が変更箇所となるところであります。

本案件の変更は、名称のみの変更であるため軽易な変更となりまして、縦覧等の手続きを要しない案件であります。

以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

会 長： 特にご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとし、次に、議案第 1476 号「金沢市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程します。事務局から説明して下さい。

事務局： 議第 1476 号「金沢市における特殊建築物の敷地の位置について」をご説明いたします。議案書は 25 ページ、図面は 27 ページになります。

スクリーンをご覧ください。今回審議していただきます特殊建築物の敷地の位置につきましても、建築基準法第 51 条のただし書きの規定により、「産業廃棄物中間処理施設などの特殊建築物は、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に新築もしくは増築できる。」と規定されているため、本審議会に付議するものです。今回の特定行政庁は、金沢市となります。

それでは議案の説明に入ります。こちらの緑の実線が外環状道路になります。こちらの茶色の実線が一般県道小原土清水線、そしてこちらが市道小原住吉線になります。

こちらの赤く囲んだ区域が今回の議案となります環境開発(株)の敷地で、場所は金沢の中心部から南へ約 8km 離れた金沢市新保町地内に位置し、市街化調整区域になります。

環境開発(株)は、昭和 47 年から、本地区において産業廃棄物の焼却及び埋立を行っており、今回、敷地を約 1 万 2 千 m² 拡大し、破砕機 1 基を新設することにより、施設の機能充実を図り、環境負荷の低減に寄与するものです。

続いて、こちらが施設概要の新旧対照表になります。環境開発(株)は、過去の都市計画審議会の承認を経て、污泥、廃プラスチック類等の焼却施設として位置指定を受けております。今回新設する破砕施設については、黄色で示してありますが、廃プラスチック類及び木くずが許可対象となり、処理能力はそれぞれ 1 日あたり 38t 及び 76t となっております。これにより、従来、産業廃棄物を直接焼却・埋立していましたが、破砕後、他工場にて燃料としてリサイクル可能となるものです。

次にこちらが周辺の拡大図となります。青く囲んだ区域が許可済みの区域であり、赤く囲んだ区域が今回申請する区域です。

当該区域は、最寄りの住宅地まで約 150m 離れており、隣接地は山林であることから周辺の土地利用に対して支障はないと判断しております。

次にこちらが配置図となります。赤く囲んだ区域が申請区域となり、区域内の青色の部分が破砕機の建設予定地になります。また、こちらが車両出入口になります。なお、北側の水色の区域は許可済み区域になります。敷地内の緑化については、黄緑色の区域が法面部であり、緑色の区域が敷地周囲の植栽にな

ります。

次に申請区域の現況写真となります。こちらが前面道路の市道小原住吉線です。幅員は平均 6m 程度であり、変更後においても、搬入搬出車両台数はほとんど変わりなく、交通上の支障はございません。

続いて、関係機関等との調整状況についてご説明いたします。当該申請につきましては、隣接地権者に対する説明を終えており、近接する新保町、住吉町及び小原町の町内会に対しても説明会を開催し、同意を得ております。

また、周辺環境への影響につきましても、生活環境影響調査により、環境保全目標をクリアしており、周辺への影響はないと評価され、金沢市の環境部局の事前審査を終了しております。さらに、金沢市からは、都市計画上の観点から支障なしとの意見も得ております。以上のことから、当案件については、都市計画上支障はないと判断しております。以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

会 長： 特にご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとします。次に、「石川県都市計画審議会環境影響評価専門小委員会の解散について」を事務局より説明願います。

事務局： 「石川県都市計画審議会環境影響評価専門小委員会の解散について」をご説明致します。

議案書は 29 ページになります。

都市計画審議会環境影響評価専門小委員会については、都市計画に係る環境影響評価に関する事項を調査検討するため、平成 9 年 1 月 20 日の第 114 回都市計画審議会で、設置が議決されました。

その後、平成 9 ~ 11 年度にかけて、金沢外環状道路海側幹線や、能越自動車道の七尾氷見道路、穴水輪島道路についての都市計画決定に伴う環境影響評価の審議のため、計 11 回の専門委員会が開催されてきました。平成 11 年度の審議を最後に、都市計画決定に伴う環境影響評価の案件が無かったこともあり、専門小委員会は開催されておきませんが、今回の議案は、今後、環境影響評価に関する審議については、県の環境安全部が所管する県環境審議会に一本化することにし、専門小委員会を解散することを諮るものです。

従来、都市計画決定に伴う環境影響評価の手続きは、昭和 60 年の国からの通達等で、専門小委員会で審議することが、認められていました。しかしながら、平成 11 年度、県の環境影響評価条例の制定により、県環境審議会での審議も必要となりました。このため、一つの事案について二つの機関で審議することになるため、一本化しようとするものでございます。

今後、都市計画の案件については、より多様化する環境影響の課題が想定されるため、多方面の専門分野の委員で構成され、発電所や能登空港、新幹線など幅広く環境影響評価を審議している環境審議会に委ねることが適当であると判断されること、また、県環境審議会においても、近年、都市計画分野の委員も加わるなど、都市計画の視点が確保されていることから、今回専門員会を解散し、環境審議会に一本化しても支障は無いと判断しております。以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

会 長： 特にご意見もないようですので、本案はご承認いただいたものとします。
最後に、事務局のほうから、2件の報告事項がありますので、説明願います。
まず、「能越自動車道（田鶴浜七尾道路）の環境影響評価等について」を、説明願います。

事務局： 「能越自動車道田鶴浜七尾道路環境影響評価について」をご報告致します。
資料はお手元の A3 版 2 枚になりますが、こちらのスクリーンで説明します。
環境影響評価の手続きについて説明する前に、まず能越自動車道の概要についてご説明いたします。

能越自動車道は、石川県輪島市を起点とし、七尾市、富山県高岡市等を経由して、北陸自動車道の小矢部砺波ジャンクションに至る延長約 100km の自動車専用道路であります。

現在、石川県側については、田鶴浜道路及び能登有料道路を活用した延長 32.1km の区間に加え、平成 18 年 6 月 10 日に能登空港インターまでの穴水道路延長 6.2km が供用し、合計 38.3km を供用しています。

このうち、七尾 IC から田鶴浜 IC の田鶴浜七尾道路については、能越自動車道の中で唯一ルートが決定していない区間となっています。

この図で赤く囲んだ部分でございます。

田鶴浜七尾道路については、事業者である国土交通省が、平成 15 年から 16 年にかけて地域住民の参加によるパブリック・インボルブメントいわゆる PI 方式により、ルート帯の検討を進め、平成 18 年 6 月にルート帯が決定しております。

この図でグレーで着色した部分でございます。

この区間は、4 車線、10km 以上の国道であり、環境影響評価が必要となるため、今後、環境影響評価の手続きを進めた上で都市計画決定を行うこととなります。

なお、環境影響評価については、法の規定に基づき、事業者である国土交通省に代わって都市計画決定権者である石川県が環境影響評価の手続きを行うこととなります。

今後のスケジュールについて説明します。

H19 年度は、環境影響評価技術指針などに基づいて必要な調査項目や手法について記載した方法書の公告縦覧を行います。

その後、現地での調査や、予測・評価を 1 ～ 2 年程度かけて実施し、調査結果を記載した準備書を作成します。

なお、調査結果につきましては、都市計画審議会でも中間報告することとしています。

その後、並行して都市計画手続きを行い、最終的には都市計画の案と、環境影響評価の結果を併せて都市計画審議会に付議し、環境影響評価を踏まえた都市計画道路の決定を行う予定です。

今後当面の取り組みとしては、方法書について公告・縦覧を 6 月中旬から 1 ヶ月間行い、住民の方から環境保全の見地から意見を頂くことになっています。
以上でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

会 長： 特にご意見もないようですので、次の報告事項の説明をお願いします。

事務局： お配りしてあります資料 2「都市計画決定案件（市町決定）一覧表」をご覧ください。

これは、前回の第 144 回審議会で報告した分以降の、市町村審議会で審議決定された都市計画決定案件の一覧表でございます。

全体で 19 件ございますが、このうち 12 月 27 日の前回審議会で報告済みで、その後に決定告示がされたものが 6 件ございまして、表の上から 6 番目まででございます。

また、前回審議会以降に市町村審議会で審議されたものが 13 件ございます。

このうち、4 件は既に決定告示を終えております。

2 枚目の市町別・種類別都市計画決定案件数の表をご覧ください。市町別の件数については、表に示した通りでございまして、金沢市 3 件、小松市 5 件など合計 19 件となっております。

また、種類別では、土地利用に関する案件が 4 件で、内訳は用途地域が 2 件、地区計画が 2 件で、都市施設に関する案件については 13 件で、内訳は道路が 2 件、公園が 1 件、下水道が 10 件。また、市街地開発事業に関する案件については、2 件で、内訳は土地区画整理事業となっております。以上が事務局からの報告でございます。

会 長： 只今の、事務局の説明についてご質問、ご意見はありませんか。

会 長： 特に意見もないようですので、これで、本日諮問のありました案件、報告等につきましても、無事審議が終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

事務局： ご審議、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第 145 回石川県都市計画審議会を閉会といたします。皆様どうもありがとうございました。